

# 動産総合保険に関するご案内

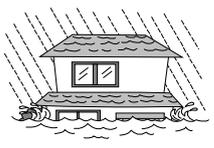
千葉総合リースのリース物件・割賦販売物件は、特にお申し出がないかぎり全て動産総合保険を付保しておりますので、安心して物件をお使いいただくことができます。

## 動産総合保険とは

動産総合保険は、原則としてほとんどすべての動産を対象とし、偶発的な事故による損害をてん補する保険です。（自動車・船舶等は、対象外になりますので、別途専用保険を付保する必要があります。）

## 動産総合保険のてん補範囲

火災、落雷、破裂・爆発、盗難、台風・豪雨等の水災、輸送中の事故、取扱上の事故など、偶発的な事故により保険の目的（保険の対象とする物件）について生じた損害について、保険金が支払われます。

主な 保険金 支払い 対象 事故	<b>火災</b> 	<b>落雷</b> 	<b>破裂・爆発</b> 	<b>風災・ ひょう災・雪災</b> 
	<b>水濡れ</b> 	<b>盗難</b> 	<b>破損・曲損</b> 	<b>水災 (一部動産対象)</b> 

### 保険金の支払い対象とならない主な事故（免責対象）

- ①故意・重過失・法令違反による損害、物件の加工着手後の損害
  - ②瑕疵や欠陥、自然の消耗（さび・かび・変色・腐食など）、虫くいやネズミによる損害
  - ③戦争、テロ行為、変乱または暴動による損害
  - ④核燃料物質による損害
  - ⑤公共機関による差し押さえ没収などによる損害
  - ⑥地震、噴火、津波によって生じた損害
  - ⑦管球類（真空管・ブラウン管・電球等）の単独で生じた損害
  - ⑧物件の平常の使用または管理によって生じた、汚損、擦損、塗料の剥落、そのほか単なるたわみ・へこみなど外形上の損傷であって、物件の機能に直接関係のない損害
  - ⑨修理、調整などの作業上の過失または、技術の拙劣による損害
  - ⑩偶発的な外来の事故によらない電氣的・機械的的事故によって生じた損害
  - ⑪詐欺、横領による損害
  - ⑫置き忘れ、紛失、万引き等による損害
  - ⑬使用人の不正行為による損害
  - ⑭日本国外において生じた事故による損害
  - ⑮ガラスショーケースやタブレットPCタッチパネル表面をはじめとする「ガラス部分単独」に生じた損害
  - ⑯楽器の弦（含むピアノ線）及び打皮に単独に生じた損害
  - ⑰工具類、潤滑油・燃料などの運転用材単独に生じた損害
  - ⑱キャタピラ、ブーム、ベルト、ワイヤロープ、チェーン、ゴムタイヤ、ホース類、ハンマー部分、フォーク・ドリル・バケット・ショベルなどの刃または爪に相当する部分、ケーシング、チューブなどの消耗材単独に生じた損害
- ※1 事故物件の写真代、修理見積作成費用は保険金の対象になりません。  
※2 事故内容によっては修理時の深夜・休日割り増し費用、代替機賃貸借費用等が支払われない場合があります。

裏面に、事故発生の際のお手続きについて記載があります。ご利用中のリース・割賦販売契約書とともに、この「ご案内」を保管いただくことをお勧めいたします。



# 事故発生時のお手続きについて

## 1.事故が発生した場合は、速やかに下記事項を弊社までご連絡ください。

- (1) 契約番号
- (2) 事故日時、場所
- (3) 事故原因、状況
- (4) 損害の程度（概算で構いません）
- (5) ご連絡いただいたお客さま（ご担当者さま）のおなまえ



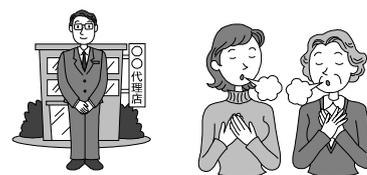
## 2.下記書類を弊社（お客様の営業担当者）までご提出ください。

- (1) 「保険事故発生報告書（自認・現認書）」  
弊社指定用紙にご記入ください（ご連絡いただきましたら、弊社より送付します）。
- (2) 「修理見積書」  
原本で、必ず社印のあるものをご提出ください。全損の場合は、修理業者等より「修理不能証明書」を取得しご提出ください。
- (3) 「写真」  
事故の状況がわかる写真。盗難の場合は不要です。
- (4) 「証明書」
  - ①火災の場合  
「罹災証明書」
  - ②落雷の場合  
「落雷証明書」または「落雷の事実を証明する新聞記事等」等
  - ③盗難・第三者による器物損壊等犯罪行為の場合  
「被害届（盗難届）受理証明書」または「警察届出受理番号（届出警察署名、届出人氏名（フルネーム）、届出年月日も記入）」



## 3.保険会社が審査をします。保険会社が保険金の支払いを決定した場合は、弊社が保険金を受領したうえで、以下のとおり取り扱います。（なお、保険金の限度額は、リース契約の場合はリース契約に定める規定損害金相当額、割賦販売契約の場合は割賦販売代金残額相当額になります。）

- (1) 分損の場合  
受領した保険金を物件の修理費用に充当しますので、修理費用相当額の請求書をご提出ください。（但し修理費用が弊社の受領した保険金額を上回る場合はその差額をお客さまに負担していただくこととなります。）
- (2) 全損の場合  
受領した保険金をお客さまが弊社にお支払いになる規定損害金（もしくは割賦販売代金残額相当額）に充当します。



お問い合わせ先  
・  
ご連絡先



千葉総合リース株式会社

〒260-0015 千葉市中央区富士見1丁目1番17号  
（千葉興業銀行千葉駅前支店ビル）  
代表/TEL:043(227)9361 FAX:043(227)4986



千葉総合リース株式会社